

八代市一般不妊治療(人工授精)費助成金給付事業のご案内

八代市では、市民が安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進するため、人工授精による不妊治療（以下「一般不妊治療」という。）を受けるご夫婦に対し、八代市一般不妊治療（人工授精）費助成金を給付します。

1. 助成対象者

次に掲げる要件を全て満たす者

- (1) 医療機関において不妊症と診断された夫婦（事実婚を除く。）であること。
- (2) 治療期間の初日における妻の年齢が41歳未満であること。
- (3) 助成金の申請日現在において、夫婦のいずれか一方が1年以上前から引き続き、八代市において住民基本台帳（外国人含む）に記録されていること
- (4) 夫婦のいずれも八代市税の滞納がないこと（納税状況を納税課に照会します。）

2. 対象となる治療等

助成の対象となる治療は、令和元年10月1日以降に医療機関において受けた保険外診療である人工授精です。

3. 助成内容

- (1) 不妊治療に要した費用のうち、保険外診療である人工授精に係る費用とします。
ただし、文書料、個室料等一般不妊治療に直接関係のない費用は除きます。
- (2) 助成金の額は、助成対象経費に相当する額とし、夫婦1組につき5万円を限度として助成します。
※一般不妊治療を受け、出産に至った夫婦が助成金の給付を受けた場合において、再び一般不妊治療を受けようとするときは、当該給付は受けなかったものとみなします。ただし、同一年度中に給付を受ける助成金の合計額は、夫婦1組につき5万円を限度とします。

4. 助成申請に必要な書類

- (1) 八代市一般不妊治療（人工授精）費助成金給付申請書（様式第1号）
- (2) 八代市一般不妊治療（人工授精）費助成金給付受診等証明書（様式第2号）
- (3) 人工授精治療に係る領収書の写し
※申請書（様式第1号）、受診等証明書（様式第2号）は、八代市ホームページ（あったかねっと）よりダウンロードできます。

5. 助成申請書の提出期限

原則として、1年度分をまとめて一般不妊治療を受けた日の属する年度の末日（3月31日）までです。

ただし、3月中に一般不妊治療を受けた場合にあっては、翌月の4月30日まで受け付けます。

6. 助成金の給付決定等

助成が決定した場合は、給付決定通知書を送付し、申請書に記入した口座に助成金を振り込みます。通知書がお手元に届いた後、入金まで2週間程度かかりますので、あらかじめご了承ください。

助成要件を満たしていない等の理由で助成しないことを決定した場合は、給付不決定通知書を送付します。

八代市一般不妊治療(人工授精)費助成金給付事業のお問い合わせ・申請先

八代市保健センター（八代市役所 健康推進課）

〒866-0072 八代市高下西町1726-5 電話0965-32-7200